

第78号議案

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1. 概要

これまで、暦年単位で付与していた職員の年次有給休暇について、他の休暇との均衡等を考慮し、年度単位の付与とする。

2. 理由

職員の任用は年度を基本としており、休暇の付与単位を年度単位にすることにより、休暇の取得および管理が容易となるため。

3. 改正内容

(1) 付与単位（条例第13条）

「一の年ごと」⇒「一の年度ごと」

(2) 経過措置（条例付則）

条例施行の日前から、引き続き在職する職員の令和2年度の年次有給休暇については、令和2年において使用することができることとされた日数に5日を加えた日数とする。

【経過措置による令和2年度付与日数】

(令和2年付与日数：20日－令和2年1月から3月に取得した日数)＋5日

4. 施行期日

令和2年4月1日

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとの休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、20日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>当該年度</u>の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者の<u>その年度</u>の年次有給休暇の日数は、<u>その年度の在職期間</u>、他の条例等の適用を受ける職員としての<u>その年度の在職期間</u>中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として規則で定める。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の令和2年度において使用することができる年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の第13条の規定にかかわらず、この条例による改正前の第13条の規定により令和2年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じて得た日数）に5日（この条例による改正後の第13条第1項および第2項に掲げる職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し区長が定める日数）を加えた日数とする。</u></p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとの休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、20日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>当該年</u>の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者の<u>その年</u>の年次有給休暇の日数は、<u>その年の在職期間</u>、他の条例等の適用を受ける職員としての<u>その年の在職期間</u>中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として規則で定める。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>